

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令(法務四三)

〔告 示〕

○原戸籍の一部が滅失した件(法務二七八)

○除籍が滅失した件(同二七九、二八一)

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件(同二八二、二八五)

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件(同二八六、二八八)

○日本国に帰化を許可する件(同二八九)

○国際司法裁判所規程第三十六条2の規定に基づく国際司法裁判所の強制管轄を承認する日本国の宣言書の寄託に関する件(外務三九四)

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦政府との間の書簡の交換に関する件(同三九五)

○コリバートン給水計画のための贈与に関する日本国政府とガイアナ協同共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三九六)

○第三次小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とマリ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三九七)

○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件(文化庁一六、一七)

○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件(同一八)

○補助金等の交付に関する事務の一部を地方厚生局及び四国厚生支局に委任する件の一部を改正する件(厚生労働二五一)

○保安林の指定をする件(農林水産八九四、九〇一)

○保安林の指定を解除する件(同九〇二、九〇九)

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件(国土交通八八八)

○道路に関する件(中部地方整備局六五、六六)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(九州地方整備局二二九)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 人事院 法務省 会計検査院

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

船舶料理士登録試験実施機関の登録(国土交通省)
船舶料理士登録試験実施機関の登録(同)

〔公 告〕

諸事項

官庁
財団、証券会社に対する行政処分、外国為替及び外国貿易法第五十五条の三第三項に規定する届出者に関する事項、税理士懲戒処分、建設業の営業の停止命令関係
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

省 令

○法務省令第四十三号
法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第七條(他の法令の規定において準用する場合を含む。)並びに商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第二条(他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年七月九日
法務大臣 長勢 甚遠

第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(平成十三年法務省令第十二号)の一部を次のように改正する。

別表水戸地方法務局の部下妻支局の款同支局の項中「坂東市」を「常総市 坂東市」に改め、同款水海道出張所の項を削る。
別表松江地方法務局の部西郷支局の款同支局の項中「隠岐郡の内 隠岐の島町」を「隠岐郡」に改め、同款島前出張所の項を削る。

第二条 登記事務委任規則(昭和二十四年法務省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項を次のように改める。
4 水戸地方法務局下妻支局管内茨城県常総市 相野谷町、東町、新井木町、伊左衛門新田町、内守谷町、内守谷町きぬの里 自一丁目、大崎町、大塚戸町、大生郷新田町、大生郷町、大輪町、沖新田町、川崎町、小山戸町、五郎兵衛新田町、坂手町、笹塚新田町、十花町、上蛇町、菅生町、長助町、豊岡町、中妻町、中山町、花鳥町、羽生町、兵町、福二町、平町、三坂新田町、三坂町、水海道龜岡町、水海道川又町、水海道高野町、水海道栄町、水海道諏訪町、水海道宝町、水海道天満町、水海道橋本町、水海道淵頭町、水海道本町、水海道